

令和4年度の「条例の動き」

地方自治研究機構のホームページでは、法制執務支援の一環として、最近注目されている条例や制案件数が増えている条例などを、分野ごとに紹介して解説する「条例の動き」を掲載し、多くのアクセスを得ている。本稿では、令和4年度の条例について、全体の傾向や特徴的なものを中心に紹介する。

地方自治研究機構理事長

井上 源三

1 はじめに

地方自治研究機構が、Webサイトで、「法制執務支援」の一環として「条例の動き」を掲載して、4年目となる。現在、取り上げている条例分野は、約150項目となっている。この「条例の動き」は、全国の自治体の条

例の動向を、分野ごとに、時系列的な動き、最新の制定状況、主な条例の内容、主な論文等を整理し、公開している。条例を調べようとする自治体の職員や議員、住民、学生、マスコミ関係者等にとって、整理された情報をインターネットで容易に見ることができ、また、この「条例の動き」で紹介している条例本文、自治体の関連Webサイト、「自治体法務研究」のバックナンバー、研究者の著作・論文等で更に詳しく調べることができる。

本稿では、「条例の動き」で紹介したものを中心に、おおむね令和4年度における全国自治体の条例の動向を概観する。

2 再生可能エネルギーの利用と規制を巡る条例

令和4年度に新規に制定された条例のうち、最もインパクトがあるものの一つとして、新築住宅に太陽光発電設備等の設置を義務付けること等を内容とする東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の一部改正条例を挙げることができる。

地球温暖化対策は、世界全体で取り組むべき最重要課題の一つとなっている。我が国でも、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すこととしている。そのためには、太陽

光を始めとする再生可能エネルギーの利用を更に促進することが不可欠となっている。

しかし、太陽光発電設備、風力発電設備等の設置は、特に山間地等において、災害発生、土砂流出、環境破壊、景観悪化等の様々な問題を引き起こしている。また、事業者と問題発生を懸念する地域住民との間でトラブルや紛争が多発している。このため、太陽光発電設備等の設置について事前手続を義務付けること等を内容とする条例を制定している自治体が少なくない。単独条例としては、平成26年の大分県由布市と岩手県遠野市の条例を皮切りに、令和4年度末で全国各地での235の条例（兵庫県、和歌山県、岡山県、山梨県、山形県、宮城県及び奈良県の7県を含む）が制定されていることが確認できる。このうち、令和3年は31条例、令和4年は43条例、令和5年（3月末まで）は9条例の制定が確認できる。国レベルでも、近年関係法令の改正等により、事業が各地域において円滑に実施されるようにするための措置を講じつつあるが、太陽光発電設備等の設置を規制する条例制定の動きは止まらない。

他方、太陽光発電設備等の設置を義務付ける条例も、僅かながら、存在する。京都議定書締結の地である京都府と京都市は、平成24年4月から延床面積2000㎡以上の建築物

の建築主に再生可能エネルギー設備の設置を義務付け、令和4年4月からは延床面積300㎡以上2000㎡未満の建築物についてもその義務付けを拡大した（京都府と京都市は、府市協調により、共通の規制措置を各々の条例で講じている）。また、福島県大熊町は令和4年4月から非住宅部分の延床面積300㎡以上の建築物に、群馬県は令和5年4月から延床面積2000㎡以上の建築物に、それぞれ建築主に対して再生可能エネルギー設備の設置を義務付けている。

これに対して、東京都条例は、延床面積2000㎡未満の建築物については、都内で延床面積2万㎡以上を年間に施工・販売する住宅メーカーや販売業者に太陽光発電設備等の設置を義務付けた。太陽光発電設備等の設置基準は、「設置可能棟数×算定基準率×棟あたり基準量」で算出することとし、屋根面積が20㎡未満の場合は設置基準算定から除外可能、日照条件や日影規制などの影響も考慮して地域ごとに3段階（85%、70%、30%）の算定基準率を設定、1棟当たり2kwの棟当たり基準量などとしている。京都府、京都市等の条例とは異なる手法を採用して、小規模な住宅やアパートなどにも太陽光発電設備等の設置の義務付けに踏み切ったこととなる。東京都に続き、川崎市も、東京都と同様の考

え方に立って、関係条例を改正した。東京都と川崎市の条例はともに、施行日は令和7年4月1日である。

国は、法律で建築物・住宅等への太陽光発電設備等の設置を義務付けることを見送っている。山間地等における太陽光発電設備等の設置には環境、防災上等の観点からやほり一定の限界があると言わざるを得ない。脱炭素社会の実現のための再生可能エネルギーの利用拡大の観点から、都市部等における事業所や住宅への太陽光発電設備等の設置を義務付けるという自治体独自の取組を、今後とも注目していきたい。

3 ジェンダー平等と性の多様性をめぐる条例

令和4年12月に兵庫県明石市は「あかしジェンダー平等の推進に関する条例」を制定した。いわゆる男女共同参画条例の一つである。男女共同参画条例は、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定されて以降、全国の自治体で制定の動きが広がり、令和4年4月1日時点では、46都道府県、677市区町村で制定されている。

明石市条例は、男女共同参画条例としては極めて後発のものであるが、条例名に「ジェンダー」を使用している。「ジェンダー」の用語は、基本法の検討の際、分かりにくいな

どの理由により採用されず、法令用語としては使用されていない。また、これまで一部の条例では本文において使用するものもあったが、条例名に使用するの、明石市条例が全国で初めてとなる。

明石市条例は、副市長について男女同数とすることを努力義務とする規定を置いている。いわゆるクォータ制（性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度）を副市長に關しても定めることは、条例としては全国で初めてとなる。基本法では男女共同参画会議議員についてのみ男女比率に関する規定を置いているが、自治体の条例では全ての審議会等の附属機関の委員に男女比率を定めるものは少なくない（ただし、大半は努力義務）。また、新潟県上越市の条例は、附属機関の委員のみならず、執行機関の委員についても男女同数とすることを努力義務としている。明石市条例は、男女同数の努力義務を副市長（定数が2名以上の市長に選任・任命権限がある特別職）まで拡大したこととなる。なお、自治体職員についても、男女の構成比に配慮すべきことなどを規定する条例も少なからずある。

また、明石市条例は、性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止している。令和5年2月の総理大臣前秘書官の差別的な発言により、性の多様性についての関心が高まってい

るが、過去に議員立法での検討が進められてきた「LGBT理解増進法案」等は、令和5年5月1日時点で制定されていない。しかし、自治体では、性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する規定を置く条例が、平成20年代半ば頃から制定され、令和4年度末時点で確認できるものとして約70条例を数える。

都道府県では、東京都、茨城県、大阪府、三重県、鳥取県、秋田県、埼玉県、山梨県及び沖縄県で制定済みである。令和4年1月以降制定又は改正された条例は、23条例が確認でき、近年特にこうした条例を制定する自治体が増えている。明石市条例もその一つである。

なお、同性婚についてはその導入の可否・適否等も含めて様々な議論がなされているが、自治体では、性的少数者のパートナーシップ関係を証明するパートナーシップ制度を導入している自治体は少なくない。平成27年11月に東京都の渋谷区と世田谷区が導入して以来、250を超える自治体がこの制度を導入している。多くの自治体は、制度の根拠を要綱や規則に置いているが、渋谷区、岡山県総社市、豊島区、港区、三重県いなべ市、東京都国立市、沖縄県浦添市、東京都武蔵野市、京都府福知山市、愛知県岡崎市、東京都、岡山県美作市、東京都日野市、杉並区及び東京都町田市は条例を根拠としている。明石市は、

要綱で、既に令和3年1月からパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入している。性の多様性に関しては、自治体が先駆的に取組を進めている。

4 孤独・孤立、ケアラー、ひきこもり等をめぐる条例

政府は、令和3年2月に孤独・孤立担当大臣を設置し、孤独・孤立対策に取り組んでいる。孤独・孤立は、誰にでも起こり得る問題であるが、孤独・孤立対策の対象としては、生活困窮状態の人、ひきこもりの状態にある人、子育て期の親、ひとり親、子ども・若者、不登校の児童生徒、中卒者や高校中退者で就労等をしていない人、独居高齢者、社会的養護出身の人、非行・刑余者、薬物依存等をする人、犯罪被害者、被災者、外国人、在外邦人、ケアラー、LGBTの方等が考えられる。自治体では、これまでも、こうした様々な人々を対象にして広い意味での孤独・孤立対策に関して何らかの規定を置く条例が、数多く制定されてきたが、令和4年度も、孤独・孤立対策に関わる条例が、いくつか制定されている。

鳥取県は、令和4年12月に「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定した。ヤングケアラー、老々介護、

8050問題を始めとする課題について、地域の絆を活かして対策を行い、孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくることを目的としている。ケアラー支援に関する条例については、令和2年3月に埼玉県の「ケアラー支援条例」が制定されて以来、全国の自治体で制定が広がり、令和3年には北海道栗山町、三重県名張市、岡山県総社市、茨城県、北海道浦河町、岡山県備前市で、令和4年には栃木県那須町、北海道、埼玉県入間市、さいたま市、福島県白河市、長崎県、令和5年（3月末まで）には奈良県大和郡山市、栃木県、鹿沼市、埼玉県戸田市で制定されていることが確認できる。これらの条例は、家族等への介護、看護等を行うことにより様々な身体的、精神的、経済的な負担を強いられるケアラーに対する支援を定めているが、鳥取県条例はケアラーのみならず、ケアラーの援助を受ける家族等に対する支援も定めている。

また、埼玉県は令和4年3月に「ひきこもり支援に関する条例」を、神奈川県大和市は令和4年9月に「こもりびと支援条例」を制定した。ひきこもりは、かつては、主として子どもの不登校問題として捉えられてきた面があるが、就職しない・就職できない若者の増加やひきこもりの長期化などにより、現在では、子どものみならず、若年層、中高年層

の問題でもあるとされている。埼玉県や大和市の条例は、子どものみならず、世代を問わないひきこもりを対象とする単独条例である。

大和市は令和4年6月には「おひとりさま支援条例」も制定している。一人暮らしの高齢者を支援することを目的とし、基本理念、市等の責務・役割、基本的施策等を定めている。一人暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者を対象として、地域で見守り活動や支えあい活動等を行い、これらの人たちが地域から孤立し、孤独な状態に置かれることを防ぐことを目的とする条例は、平成23年制定の東京都中野区の「地域支えあい活動の推進に関する条例」を始め、少なくとも自治体でこれまで制定されている。

政府は、令和5年3月に「孤独・孤立対策推進法案」を国会に提出した。自治体は、これからもそれぞれの地域に応じた孤独・孤立対策を進めていくことが期待されている。

5 資源再生・資源循環とそれに関連する問題をめぐる条例

ごみの量を減らし、できる限り資源として活用する循環型社会の形成が求められており、全国の自治体でも、ごみゼロ、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の取組が積極的に進められている。令和4年度もこ

れに関連する様々な条例が制定されている。

千葉県袖ヶ浦市は、令和4年12月に「再生资源物の屋外保管に関する条例」を制定した。同様の条例は、平成31年3月に神奈川県綾瀬市、令和3年10月に千葉市、令和3年12月に茨城県境町が制定している。また、埼玉県川口市は令和3年12月に「資材置場の設置等の規制に関する条例」を制定している。いずれも東京近郊の自治体である。これらの条例は、金属スクラップ等の再生资源物（川口市条例は、使用済み以外の資材等を含む）の屋外保管に関し、保管基準や立地基準を設けるとともに、事業者に対して事前の届出又は許可を義務付けている。再生资源物が屋外に不適切に保管されることにより、様々な生活環境上の問題を引き起こしているが、再生资源物は廃棄物処理法上の廃棄物に該当せず、保管について直接的に規制する法令がないため、自治体が独自で条例を制定し規制をしているものである。なお、自動車のスクラップヤードを規制する条例については、平成26年制定の千葉県の「特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」を始め5県（千葉県、茨城県、愛知県、埼玉県、三重県）及び2市（兵庫県三木市、茨城県坂東市）で制定されている。

川崎市は、「廃棄物の処理及び再生利用等

に関する条例」を改正し、令和4年4月から古紙等の資源ごみを集積所や集団回収場などから持ち去ることを禁止した。こうした古紙等の集積所等からの持ち去りを禁止する条例は、平成10年代から制定されており、現在では全国の2割以上の市区町村で制定されている。背景としては、古紙の輸出価格の上昇等により、古紙の経済的価値が高まったことが挙げられる。その結果、自治体や自治体等から委託を受けた業者以外の者による持ち去りが横行している。古紙の輸出価格は、その時々によって変動しているが、コロナ禍の影響もあり、最近では高値にあるようである。川崎市のほか、令和3年10月から広島市が、令和4年7月から福岡県豊前市が、令和5年4月から兵庫県尼崎市が新たに禁止し、三重県四日市市が令和4年10月から規制を強化している。

広島市は令和4年12月に「食品ロス削減推進条例」を制定した。食品ロスの削減に関し、市・事業者の責務や消費者の役割を定めるとともに、市に食品ロス削減推進計画の策定を義務付け、基本的な施策を規定している。法律は令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、自治体では群馬県渋川市が令和3年3月に「もったいないの心を持って食品ロスの削減を推進する条例」を制定している。

また、京都府宮津市は令和4年12月に「プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」を制定した。プラスチック等の資源循環に関し、市、事業者、市民及び観光旅行者等の責務を定めるとともに、市に基本指針を義務付け、基本的な施策を規定している。同様の条例は、既に栃木県が令和2年3月に「プラスチック資源循環推進条例」を制定している。法律は令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されている。

6 個人情報保護関連条例と定年制延長関連条例

令和4年度は、二つの極めて重要な分野で、全自治体が法令の改正に伴い令和5年3月末までに条例を改廃・制定することを求められた。個人情報保護と定年制延長に関してである。

個人情報保護に関しては、令和3年5月制定の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法の改正が行われ、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者、自治体等においてこれまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることとなった。自治体においては、これまでは、国に先行して個人情報

保護条例の制定を進め、各団体の地域特性を踏まえた制度の構築と運用を重ねてきた。しかし、法改正に伴い、全国の自治体が一斉に、新たな個人情報保護制度に対応した条例の改廃・制定を行い、令和5年4月1日から施行させることが必要となったのである。法律の委任規定に基づいて必要最小限の規定のみを置くのか、または、ガイドライン等の範囲内で独自ルールをも定めるのか、その場合、どのような規定とするのかの判断が求められた。都道府県及び市区町村の普通地方公共団体のみならず、一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体においても、同様の対応が必要となった。また、議会については、改正後の個人情報保護法の適用除外となっているが、新制度を踏まえた条例の改廃・制定を行うことが望まれるとされた。

定年制延長については、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員も定年が引き上げられ、また、令和3年6月の地方公務員法の改正により役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入、情報提供・意思確認制度の新設等がなされた。自治体は、定年条例、給与条例、退職手当条例等の関係条例の改正等を行い、令和5年4月1日から施行させることが必要となった。一部事務組合、広域連合等も同様である。

この二つの分野の制度改正に伴う関係条例の改廃・制定は、令和4年9月議会、12月議会、令和5年2月・3月議会で、提案・審議され、議決されている。おおむね全ての自治体で対応したものと見られる。この二つの分野について、制度を十分に理解した上で、必要な政策判断をし、適切かつ確実に法制的な対応をすることは、決して容易ではない。特に小規模な市町村の担当者にとって、難しい作業であつただろうと推察される。関係省庁からは「条例例」や「規定例」が示されており、また、外部の民間機関のアドバイスを得た団体もあるものと思われる。いずれにしても、全国の自治体が、比較的短期間で、必要な法制的対応を行ったこととなる。

7 多選自粛条例

令和4年度も、二つの多選自粛条例が廃止された。

多選自粛条例は、令和5年3月末までに、26条例が制定（制定団体は、2県、2指定都市、15市、4町及び3特別区）されてきた。このうち、8条例が現在でも施行され、19条例が既に廃止され又は失効している。多選自粛条例は、その大半は「3期を超えて在任することを自粛する」旨規定している。現職の首長の多選を批判して公約で多選自粛を公約

に掲げ、新たに当選した知事や市区町村長により、提案され、制定されることが多い。

既に廃止・失効の19条例を見た場合、5条例については当初条例を提案した首長の3期目在任時に廃止された上で当該首長が4期目の立候補をし、また3条例については条例を存続させたまま条例を提案した首長が4期目の立候補をしている。これらの8条例は、結果的に当初の条例の趣旨、又は条例そのものが、条例を提案した首長自身により遵守されなかったことになる。

もちろん多選自粛条例は、あくまでも「自粛」であり、努力義務に過ぎない。3期目途中で条例が廃止されれば、4期目に立候補したとしても、施行されている条例に抵触することにはならない。仮に条例を存続させたまま、4期目に立候補したとしても、当選すれば、それが「民意」であると言える。しかし、仮にそうだとしても、それでは一体多選自粛条例は何であったのだろうか、との疑問は残る。努力義務を規定し、自治体のみならず住民や事業者等とその遵守を求める条例は多い。そうした条例の一つが、首長自らにより、結果的に遵守されなくなっているのである。

自治体の首長の多選禁止、多選自粛については、様々な議論がある。個人的には、日本の自治体の首長は、大統領制をとるものの、

国家権力者に比べてその権限は極めて限定的であり、4年に一度の選挙により適正に民意を問えるのであれば、法律や条例で、多選禁止や多選自粛を定めなければならない必要性は乏しいと考えるが、当然ながら異論もある。しかし、少なくとも、結果的に遵守されなくなり、また、単に選挙戦の道具に使われることになるのであれば、そんな条例は制定されない方がましだ、と言いたくなる。

なお、多選禁止条例は、神奈川県で平成19年に制定されている。施行日について、知事が「公布の日から施行する」として提案したが、議会で「別に条例で定める日から施行する」と修正された。未だに施行日を定める条例は制定されておらず、現在に至るまで施行されていない。

8 その他の条例

以上のほか、おおむね令和4年度に制定された条例の中から、主なものを紹介する。

まず、土砂の盛土、埋立て等の規制に関して、令和3年12月に鳥取県、令和4年3月に静岡県と新潟県、7月に長野県が新たに条例を制定し、12月には茨城県が既存条例を改正した。これらは、令和3年7月に発生した静岡県熱海市の大規模土石流災害を踏まえ、土砂の盛土、埋立て等に対して新たに規制措置

を講じ、又は規制を強化するものである。従前は、盛土、埋立て等を包括的に規制する法律がなく、相当数の都道府県や市町村が自主条例を制定し、独自に規制措置を講じてきたが、熱海市災害を受けて、政府は、令和4年5月に宅地造成等規制法の改正により「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）を制定し、令和5年5月26日から施行することとしている。盛土規制法の施行に伴い、都道府県・指定都市・中核市は、法に基づく基礎調査の実施、規制区域の指定等を行うこととなるが、これまで自主条例を制定してきた鳥取県等を含む30程度の都道府県や400弱の市町村は、独自規制措置の在り方も含めて条例の見直し等の検討・対応が必要となってくる。今後の各自治体の対応を注目したい。

水上オートバイ等の航行の規制に関して、令和4年3月に兵庫県明石市、12月に和歌山県と沖縄県宮古島市が新たに条例を制定し、令和4年3月に神戸市、6月に兵庫県が既存条例を改正した。これらは、令和3年夏に兵庫県明石市や淡路市の海岸で水上オートバイによる危険行為や死亡事故が発生したこと等が契機となっている。兵庫県条例は、罰則の強化等を行い、明石市、神戸市、和歌山県及び宮古島市の条例は、水上オートバイ等の航行禁止区域の設定等を規定している。

近年、議員や特別職等を含む職員のハラスメントを防止することを目的とする条例が、少なからず制定されている。単独条例は、平成30年7月制定の東京都狛江市の条例を始め、令和5年3月末時点で、23条例が確認できる。令和4年度も、福岡県、鹿児島県曾於市、宮崎県えびの市、北海道恵庭市、熊本県山都町、あさぎり町、神奈川県大和市及び大阪府が制定した。これらの条例は、議員又は職員によるハラスメントを防止することを目的としているが、福岡県及び大阪府の条例は、議員によるハラスメントのみならず、有権者から議員や議員となろうとする者に対するハラスメント、いわゆる票ハラ（投票ハラスメント）をも対象とし、また、県（府）議会議員のみならず、市町村議会議員に係るハラスメントの防止に関する規定も置いている。

客引きを規制する条例を、令和4年3月に札幌市、6月に東京都北区、10月に北九州市、12月に東京都足立区が制定している。これらの条例は、風俗営業法や都道府県の迷惑防止条例の対象とならない客引き行為を規制している。こうした条例は、平成10年代から指定都市、特別区、その他比較的人口規模が大きい都市を中心に制定されてきているが、平成20年代後半からは制定団体が増加している。令和3年度、令和4年度も、それぞれ数団体が

が条例を制定しており、繁華街等における客引き規制のニーズは引き続き強いものがあると考えられる。

様々な地域の特産物や地域固有の資源の活用や振興を図るための条例は、いわゆる乾杯条例も含め、特に平成20年代後半に多くの自治体で制定された。こうした条例の制定ブームはもはや過ぎたのではないかとの見方もあるが、最近でも結構な数の条例が制定されている。例えば、令和2年に栃木県下野市が「かんばんよう条例」、山形県長井市が「けん玉を市技に定める条例」、令和3年に千葉県富里市が「すいか条例」、愛知県西尾市が「抹茶おもてなし条例」、岡山県井原市が「デニム条例」、令和4年に青森県藤崎町が「「ふじ」発祥の地によるりんご生産普及条例」、滋賀県が「ビワイチ推進条例」（ビワイチとは、自転車を利用して琵琶湖を一周すること）、神戸市が「神戸らしいファッション文化を振興する条例」、茨城県水戸市が「納豆の消費拡大に関する条例」、熊本県が「熊本県産あさりを守り育てる条例」、埼玉県入間市が「おいしい狭山茶大好き条例」、福島県郡山市が「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」、福岡県八女市が「八女茶でまちづくり条例」、令和5年に滋賀県彦根市が「井伊直弼公の功績を尊び茶の湯・一期一会の文化を

広める条例」を制定している。各自治体の関係者の地域の振興、活性化にかける熱い思いが伝わってくるようである。

9 おわりに

以上紹介した内容の詳細は、「条例の動き」(<http://www.rilg.or.jp/htdocs/reikilink.html>)の各条例項目を参照していただきたい。また、誌面に限りがあるため紹介することができなかったものについても、併せて参照いただきたい。令和5年5月1日現在「条例の動き」で取り上げている149項目は、次ページの表の通りである。

地方自治研究機構としては、今後とも、できる限り最新の情報の提供に努めるとともに、その内容の充実に努めていく考えである。なお、この「条例の動き」の内容等について、御指摘や御意見をいただければ幸いである。また、併せて、Webサイト「法制執務支援」(<http://www.rilg.or.jp/htdocs/005.html>)にある、全国自治体例規集・条例検索、法令検索、判例検索・判例解説、「自治体法務研究」連載記事のバックナンバー等のデータも御活用いただきたい。

表 「条例の動き」で掲載している条例分野（令和5年5月1日現在）

【自治】	【人権・生活・福祉】	【環境・まちづくり】	【安全・安心】
自治基本条例 議会基本条例 住民投票条例 政治倫理条例 多選禁止・自粛条例 議会委員会オンライン 市長選挙公開討論会 職員倫理・コンプラ ハラスメント条例 個人情報保護条例 公文書管理条例 行政手続・パブコメ 電子自治体・DX シティプロモーション シビックプライド 自治会加入条例 移住促進条例 債権管理条例 公契約条例 財政運営・財政健全化 公共施設マネジメント 損害賠償責任一部免責	人権尊重・差別解消 孤独・孤立を防ぐ条例 男女共同参画条例 性の多様性 ヘイトスピーチ 誹謗中傷 障害者差別解消条例 地域福祉・健康づくり バリアフリー推進 新型コロナウイルス がん対策条例 歯科保健条例 認知症施策条例 受動喫煙防止条例 手話言語条例 ケアラー支援条例 ひきこもり支援条例 成年後見制度 人生会議 終活支援条例 遺留金取扱条例 更生支援条例 就労困難者支援条例 消費生活条例 エシカル消費 食の安全・安心 食育・朝ごはん	SDGs 脱炭素・地球温暖化 太陽光発電設備規制 再生可能エネルギー 太陽光発電設備義務 プラスチック資源循環 レジ袋 食品ロス 星空を守る条例 水源地域保全条例 水道水源保護条例 地下水保全条例 散骨規制条例 ポイ捨て禁止条例 路上喫煙禁止条例 落書き禁止条例 資源ごみ持ち去り禁止 ヤード・資材置場条例 無電柱化推進条例 景観条例 屋外広告物条例 歴史的建築物保存活用 土砂埋立て規制条例 地域公共交通条例 まちづくり・土地利用 空き家条例 空き地条例 ごみ屋敷条例 マンション管理規制 民泊条例 放射性廃棄物 希少野生生物保護条例 外来種対策条例 生物多様性条例 猫・動物餌やり禁止 ペット霊園規制 バーベキュー禁止 里山保全条例	特殊詐欺 盗撮行為 客引き行為規制条例 犯罪被害者支援条例 性犯罪・性暴力対策 貧困ビジネス規制条例 暴力団排除条例 ギャンブル依存症対策 防犯カメラ 公衆浴場混浴年齢 ドローン規制条例 歩きスマホ防止条例 自転車安全利用促進 エスカレーター利用 飲酒運転根絶条例 スケートボード 水上オートバイ 山林火災予防 登山安全・遭難防止 地震・震災対策条例 防災対策条例 被災者・被災地支援 避難行動要支援者名簿
【子ども・教育・文化】	【産業・地域活性化】	【その他】	
子ども条例 子ども権利条例 児童虐待防止条例 いじめ防止条例 学力・教育環境 家庭教育支援条例 青少年健全育成条例 図書館条例 読書条例 文化政策条例 スポーツ推進条例 ほめる条例 ゲーム依存症 動物園条例	中小企業振興条例 観光振興条例 地域資源活用・振興 地産地消 乾杯条例 農作物種子条例 和牛遺伝資源保護 県産木材利用促進条例 森林づくり条例 水産振興条例 知的財産保護 地域雇用政策	平和条例 拉致問題条例 雪と冬の条例 ハロウィーン関連条例 鬼の条例 愛と夢の条例 マナー条例 長い名前の条例 条のない条例 統一条例 ですます・ふりがな 分野別基本条例 さまざまなまちづくり	

地方自治研究機構 条例の動き

検索



地方自治研究機構 法制執務支援

検索

